

第 5 章 会 費

(会費)

第 22 条 会員が毎月負担する会費は、次のとおりとする。

(1) 法人会員法人会員は所属する一般会員及び特別会員が支払う会費総額と同額とする。

(2) 一般会員 会費は、1月1日現在の本人年齢を適用した別表1に定める年齢別会費とし1月会費から12月会費まで適用する。

別表1の会費は、規約・規約の改定等により毎年1月1日に改定することができ、その額を公示する。

(3) 特別会員 会費は、別表2に定める定額会費とする。

定額会費は、規約・規則の改定等により1月1日に改定することができ、その額を公示する。

2 月の途中で会員資格を取得又は喪失したときのその月分の会費は、全額納入するものとする。

3 一般会員が法人会員の規定する休職事由に該当し無給となったときは、無給に該当する月の会費は免除し徴収したものとみなす。

(会費の徴収)

第 23 条 一般会員及び特別会員の会費は、毎月の給与から控除して徴収する。

2 法人会員は、前条第1項第1号の会費総額の金額並びに前項より徴収した一般会員及び特別会員の会費総額の金額を合算して、本会が指定する銀行預金口座に当月末日までに振込み送金しなければならない。

3 法人会員は当月中に発生した新規の入会者及び退会者並びに休職者について共済会入会者及び退会者一覧並びに会費納付書(様式第2号)を作成のうえ、共済会加入確認書を添付して当月末日までに理事長に報告しなければならない。